

IFRS 10Minutes

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 4
2009年12月

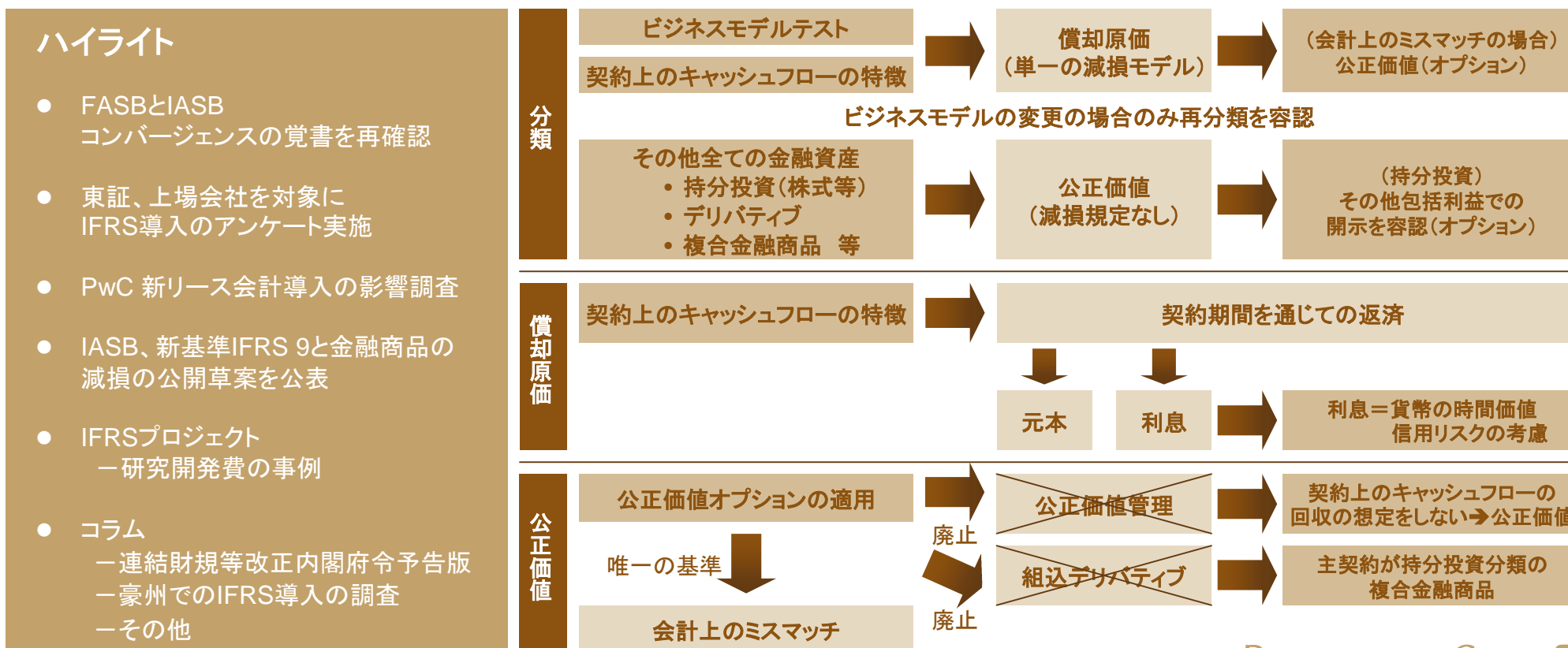
金融商品の新基準 IFRS 9公表

金融資産の分類・測定の新しい基準が公表

- 持分投資の公正価値の増減は、損益計上とその他包括利益計上の選択適用
- 配当金の受取りは、損益に計上へ

(続きは4ページ)

IFRS 9 金融商品(金融資産)の分類モデル概観



What's New

発行日	発行主体	発行物
10/8	SEC	公開草案: Strategic Goals for 2010–2015
10/8	IASB	改訂: IAS第32号「金融商品:表示」(株主割当て発行された新株予約権の分類)
10/13	SEC	Mary Schapiro議長が今秋ロードマップの検討再開を明言
10/14	JICPA	IFRSシンポジウムを開催
10/21	ASBJ/FASB	グローバル・コンバージェンスを議論する会合を開催(第8回)
10/21	IASCF	円卓会議: 定款見直し
10/29	経団連/JICPA/ASBJ	IFRSに関する豪州調査報告【ページ 8】
11/2	ASBJ	第3回IFRS対応会議を開催
11/2	IASB/FASB	2011年までのコンバージェンス達成に向け月次会合開始に合意
11/2	CESR	欧州金融機関によるIFRS第7号開示義務の遵守状況に対する分析結果
11/4,11/5	AOSSG	第1回会議を開催(in マレーシア) 【ページ 8】
11/4	IASB	改訂: IAS第24号「関連当事者についての開示」(国営企業間の取引に関する開示要件、および関連当事者の定義)を公表
11/5	IASB/FASB	コンバージェンスに関する覚書を再確認 【ページ 1】
11/5	IASB	公開草案: IAS第39号「金融商品:認識及び測定」(金融商品プロジェクトPhase2:償却原価および減損)【ページ 5】
11/6	東証	IFRSの適用に向けた上場会社アンケート調査結果概要【ページ 2】
11/11	PwC	IASBのDP「リース—予備的見解」が最終基準となった場合の企業への影響に関する調査報告【ページ 3】
11/12	IASB	新基準: IFRS第9号「金融商品」(金融商品プロジェクトPhase1:保有区分および測定)【ページ 4】
11/13	EFRAG	IFRS第9号「金融商品」の承認を延期
11/26	IFRIC	IFRIC第19号「持分金融商品による金融負債の消滅」を公表
11/27	IASB	円卓会議: 公正価値測定(in 東京)

IASBとFASB

－ コンバージェンスの 覚書を再確認

2009年10月の共同会議で、IASBとFASBはIFRSと米国基準を改善し、コンバージェンスを達成する方針を再確認し、2006年に公表（2008年改訂）された覚書（MOU）記載の主要な共同プロジェクトの完了に向けた努力の強化に合意（各プロジェクトの2011年中のコンバージェンスの完了予定を明示）しました。

共同声明で言及された主なポイント

- IFRSと米国基準の改善とコンバージェンスは、G20をはじめとした多くの団体の支持に一致するものである。
- 主要国のIFRS適用の期限に合わせ、MOU（2008年改訂）の内容通り、主要プロジェクトを2011年6月末までに完了させる。
- 金融商品に係る複雑化する両審議会のコンバージェンスのための作業について、包括的かつ改善された解決策に相当する基準を2010年末までに公表する予定であり、第一段階として中核となる原則を策定することに合意する。

MOUの各プロジェクトの達成指標

（金融商品）

- IASBは、3フェーズで現行の金融商品会計基準を改訂中（詳細は、04、05ページ参照）
- FASBは、コメント期限を2010年6月末とする包括的な基準の提案を2010年第1四半期に公表予定
- 両審議会は、2010年第4四半期に最終基準を公表予定

（連結）

- IASBは、FASBの提案に対する見解の募集を公表予定
- FASBは、2010年第2四半期に公開草案を公表予定
- 両審議会は、2010年第3四半期に最終基準を公表予定

（認識の中止）

- 両審議会は、米国基準の適用を基礎として、2010年前半に両者の差異を評価し、支配を基礎とした認識の中止のモデルの適合性を検討予定

（公正価値測定）

- 両審議会は、IASBの2009年5月の公開草案に対して受けたコメントの内容について、2010年第1四半期に検討予定
- IASBは2010年第3四半期に最終基準を公表予定

（収益認識）

- 両審議会は、様々なタイプの取引のモデルを評価するために異なる業界代表と一連のワークショップを実施中
- 両審議会は、2010年第2四半期に公開草案を公表後、2011年第2四半期に最終基準を公表予定

（リース）

- 両審議会は、貸手及び借手双方の観点からのリースの会計処理を定めた公開草案を2010年第2四半期に公表後、2011年第2四半期に最終基準を公表予定

（資本の性質を有する金融商品）

- 両審議会は、2009年12月に合同会議で識別したアプローチの実行可能性を検討し、2011年半ばまでに詳細を含んだ計画の更新を公表し、プロジェクトの完了を予定

（財務諸表の表示）

- 両審議会は、2010年第1四半期に包括利益合計額の構成要素を、別個の財務諸表で表示するか、直接資本に表示するかを選択肢を削除する公開草案を公表予定
- FASBは、非継続企業のIASBの定義の適用を予定
- 両審議会は、2011年第2四半期に最終基準を公表予定

（その他のMOUプロジェクト）

- IASBは、ジョイントベンチャーに関する新基準を今後数ヶ月以内に公表予定
- IASBは、2011年中頃までに、退職後給付の新基準を公表
- 両審議会は、2009年初めに公表された法人所得税に関する公開草案の見直しを検討

IFRS適用のアンケート (東証)

- 2012年まで様子見 の回答増加

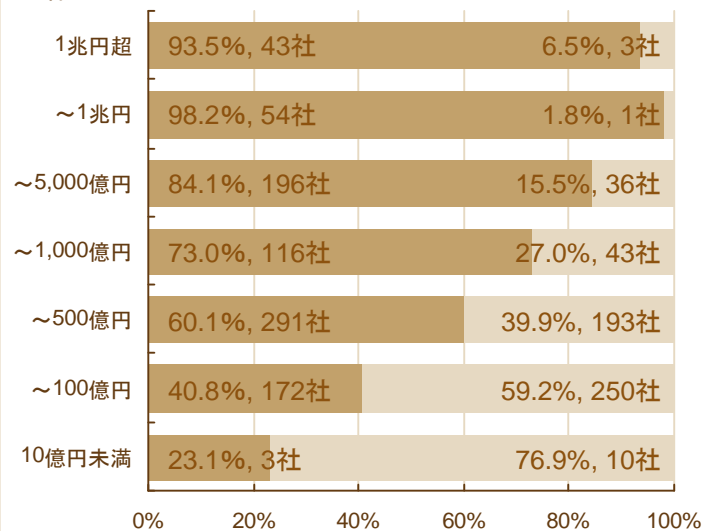
東証は、2009年10月30日に上場会社に対して実施した国際会計基準(IFRS)の適用に向けた「上場会社アンケート調査結果の概要」を公表しました。同種の調査は、2009年4月に経団連によっても実施されており、主要な結果は以下のとおりです。

1. IFRS適用に向けての検討状況

検討を開始している・・・875社	(東証調査 61.8%) (経団連調査 53.0%)
全く検討していない・・・538社	(東証調査 38.0%) (経団連調査 47.0%)

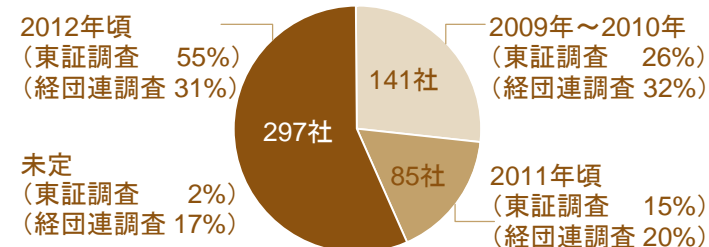
2. 時価総額別検討状況構成比率

時価総額規模が大きくなるほど検討を開始している会社の割合が増加



3. 任意適用未検討会社の検討時期

(任意適用検討を未開始との回答があった538社を対象)



2009年～2010年に検討を行う会社は、26%にとどまっている一方で、2012年に強制適用が決定した段階で検討を行う会社が過半数となった。

4. 検討を開始した会社の具体的な検討段階

事前調査・勉強段階・・・816社 (東証 93.3%)
(経団連 94.0%)

計画や分析、評価、実行段階・・・(東証、経団連とも5～6%)

経団連が実施したアンケートとの傾向の比較

検討を開始している企業の割合は増加しているもの、依然として事前準備段階の検討にとどまる企業が多く、2012年の強制適用開始時期の決定を待つ傾向が顕著にみられます。

(主な傾向)

- 検討を開始している企業が、53%から約10%程度増加
- 現在の検討段階を、事前調査・勉強段階としている会社は、ほぼ横ばい
- 検討開始時期については、2012年を待つとの回答が増加(未定を除いて、37%から52%に増加)。また、未定との回答が17.5%から、70.9%に大きく増加

新リース会計モデル

－ 有利子負債の増加は平均58%？

PwCは、オランダのロッテルダム・スクールオブマネジメント (RSOM)との協力のもと、新しいリース会計モデル(6月発行 10 Minutes Vol. 1で解説)が適用された場合に企業に与える影響を業種別に分析した結果を公表しました。

(調査の概要)

- 54カ国、2,795社の財務諸表データ
- リース負債の増加を業種別、国別に集計
- 開示済みのオペレーティングリース料を前提に割引計算を実施
- 割引率は、各社の信用格付けまたは業界平均値
- 「負債レバレッジ」＝「有利子負債÷自己資本」
- EBITDAは、開示されているリース費用の金額を用いて計算

この分析によれば、新しいリース会計が適用された場合、企業の有利子負債(リース債務を含む)の増加は平均で58%、EBITDAも平均で18%増加すると予測されることが明らかになりました。また、調査対象の企業の24%で、負債残高が25%以上増加すると見込まれています。

業種別では、小売業で、有利子負債残高が213%、負債レバレッジ(有利子負債÷自己資本)が64%増加すると見込まれ、特に影響が大きいと予測されています。

また、主要国の状況を国別に調査した場合、我が国で有利子負債が増加する企業の割合は主要国の平均を下回ると予測されますが、有利子負債の平均増加率は主要国の割合をはるかに上回り、特定の有利子負債を有する企業においては、その影響割合がかなりの多額になることが予測されています。

産業別の平均的影響値

	有利子負債 平均増加率	有利子負債 25%以上 増加 企業の割合	負債 レバレッジ 平均上昇率	EBITDA 平均増加率
全企業	58 %	24 %	13 %	18 %
小売	213 %	71 %	64 %	55 %
専門家サービス	158 %	52 %	19 %	27 %
ホテル	101 %	41 %	18 %	30 %
流通	95 %	38 %	31 %	44 %
建設	68 %	20 %	8 %	14 %
その他サービス	51 %	35 %	34 %	25 %
製造	50 %	21 %	9 %	13 %
卸売	34 %	28 %	17 %	21 %
石油・ガス・鉱業	30 %	16 %	7 %	10 %
金融サービス	27 %	11 %	6 %	15 %
アミューズメント	25 %	18 %	19 %	13 %
情報通信	23 %	21 %	20 %	16 %
電気・ガス・熱供給・水道	3 %	3 %	2 %	6 %

主要国の影響(有利子負債平均増加率上位を抜粋)

	有利子負債 平均増加率	有利子負債 25%以上 増加 企業の割合	負債 レバレッジ 平均上昇率	EBITDA 平均増加率
全企業	58 %	24 %	13 %	18 %
日本	187 %	19 %	2 %	30 %
オランダ	111 %	35 %	27 %	27 %
英国	110 %	42 %	20 %	24 %
スイス	100 %	34 %	12 %	28 %
ドイツ	84 %	33 %	16 %	18 %
.
.

IASB IFRS 9を公表

2009年11月12日、IASBは金融商品の分類と測定の会計基準であるIFRS9を公表しました。これは、7月に公表された公開草案に対するコメント募集の結果を反映して最終化されたもので、公開草案に比べて様々な変更が反映されています。

IFRS9による金融資産の分類と測定の主なポイント

- 金融資産の分類を、償却原価と公正価値の2種類のみとするとともに、区分の方法を明確化
- 償却原価での測定は、(1)金融資産を管理する企業のビジネスモデルがあり、かつ(2)契約上のキャッシュフローの回収を目的とする金融資産にのみ適用
- 組込デリバティブについて、金融資産の主契約から組込デリバティブ部分を分離するIAS39の規定を廃止し、ほぼ全ての複合金融商品の契約全体を公正価値で測定
- IAS39の定める公正価値選択の3つの選択肢のうち2つを廃止し、会計上のミスマッチを著しく低減できる場合にのみ公正価値での測定に区分
- 満期保有債券の一部を売却した際に、その他全ての未売却債券についても公正価値で評価することを求める規定(tainting rule)の廃止
- 公正価値で評価されていない全ての金融資産について単一の減損方法を適用(償却原価評価の金融資産のみを対象)
- トレーディング目的以外で保有している持分投資の当初の取得時に、公正価値の変動を、個々の銘柄ごとに、その他包括利益に計上するオプションの選択を規定
- 上記の持分投資の公正価値変動について損益計上とその他包括利益計上との間のリサイクリングを禁止
- 証券化証券の投資トランシェについては、償却原価測定と公正価値測定の分類にルックスルーアプローチを採用

公開草案からの主な変更点

- 公開草案では、金融資産、金融負債の双方を範囲に含めていましたが、金融資産の会計処理のみについて最終化し、金融負債については、当面、従来のIAS39の取扱いを踏襲し、引き続き改正を検討していくこととしました。
- 償却原価と公正価値の再分類をビジネスモデルの変更の場合に限定しました(公開草案では、全て禁止が提案)。
- ビジネスモデルに基づく区分と契約上のキャッシュフローをもとに金融資産の区分を検討するに際して、ビジネスモデルが第一に考慮されることが明示され、償却原価で測定される金融資産の条件が明示されました。
- 償却原価による測定のためのガイダンスが追加されました。
- 持分投資を公正価値評価することによる損益をその他包括利益で認識するオプションを認める一方で、配当金の受取については、損益計算書で認識することとする変更がされました。
- IFRS9の初度適用時に追加の開示を要求しました。

影響を受ける企業

- 銀行や保険会社において最も影響を受けると考えられますが、金融資産を保有する全ての企業が影響を受けます。
- 影響度合いは、企業が保有する金融資産の種類及び規模並びに金融資産を管理する企業のビジネスモデルにより異なります。

今後の動向

今回公表されたIFRS9で最終の変更に至らなかった金融負債についての検討が進められます。また、併せてIAS39の改訂プロジェクトのフェーズ2(償却原価及び減損)、フェーズ3(ヘッジ会計)によって、IFRS9は継続的な改訂が予定されています。

公開草案「金融商品：償却原価及び減損」

－ 期待損失モデルの影響

2009年11月5日、IASBは、「金融商品：償却及び減損」の公開草案を公表しました。これはIAS39の改善プロジェクトの第2フェーズにあたるもので、償却原価で測定している金融資産について、「実効リターン」によるアプローチと「期待キャッシュフロー」に基づく減損モデルの適用を示しています。この公開草案は、2010年6月末までのコメント募集を経て、2010年中に基準の最終化が予定されています。

現行の減損モデルの問題点

現行基準では、貸付金等の金融資産について全額回収されない証拠(トリガーイベント)が入手された場合のみ減損を計上することができる「発生損失モデル」を採用していますが、これにより、損失発生額の認識が非常に遅れるとともに、損失認識時点まで約定利息までもが認識され、損失認識時に一度に多額の損失が発生してしまうという批判にさらされてきました。

発生損失モデルから期待損失モデルへ(主な提案)

- 金融資産の当初認識時点で当該資産の貸倒予測額を算定
- 約定に基づく受取利息から当初の貸倒予想額を控除した金額を認識
- 金融商品の期間を通じて期待信用損失に対して引当実施
- 期待信用損失を、每期再評価
- 信用損失の期待値に変更があった際に、影響額を即時認識

(IAS39 改訂の3フェーズ)

	2009 1-3	2009 4-6	2009 7-9	2009 10-12	2010 1-3	2010 4-6	2010 7-9	2010 10-12
分類及び測定			ED	IFRS9公表	金融負債検討			
償却減価及び減損				ED				IFRS9改訂
ヘッジ会計					ED			IFRS9改訂

(認識の中止に関するプロジェクト)

認識の中止			ED					IFRS9改訂
-------	--	--	----	--	--	--	--	---------

影響を受ける企業

償却原価で計上している金融資産を保有する全ての企業に影響

- 貸付金および債権に多くの投資を行っている銀行および他の金融機関に最も大きな影響あり
- 金融機関でない企業が保有している通常の売上債権にも同等に適用され、非金融企業も影響を評価する必要あり

今後、当該草案の最終基準化前にIFRSを初度適用する企業についても、将来の期待損失モデルの導入による影響を考慮しながら、IFRSへの移行の検討をすることが必要となります。

今後の動向

- 今後の専門家委員諮問委員会(Expert Advisory Panel)による議論が、最終的な基準での詳細な運用上のガイダンスの基礎となることが予想され、その動向が注目されることです。

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 研究開発業務の 変更

前々回は収益認識、前回は有形固定資産管理についてIFRSプロジェクトでの検討内容について述べてきました。今回は、IFRS適用にあたって業務プロセス改革が検討される典型的な論点の3番目として研究開発業務について取り上げます。

IFRSにおける開発費の資産計上

IFRSでは、内部創出により無形資産を取得する場合、研究段階に関する支出は費用計上し、開発段階に関する支出は、一定の要件を立証できる場合に限り無形資産として計上しなければならないとされています。ここで「一定の要件」とは、以下の6つでありこれらを全て満たすことが必要です（IAS 38 para. 52, 54, 57）。

開発費資産計上の6要件

1. 無形資産を完成させることの技術的な実現可能性
2. 無形資産を完成させるという企業の意図
3. 無形資産を企業が利用・販売する能力
4. 無形資産が将来の経済的便益を生み出す仕組み
5. 開発を完了させるための十分な資源の利用可能性
6. 開発過程にある無形資産に帰属する支出を、信頼性を持って測定する能力

つまり、IFRSの適用時には、研究開発業務を「研究段階」と「開発段階」とに分け、「開発段階」としたプロセスに上記6要件が備わっていることを確認し、且つ当該段階に紐付けべき費用が把握できる必要があります。注意すべき点は、この要件を満たす場合に、開発に係る当該費用を資産として計上できるという任意規定ではなく、計上しなければならない、という強制規定である点です。

ただし、これができない場合、すなわち研究段階と開発段階とを区別し上記要件を満たせない場合は、支出の全てを研究段階において発生したものとして処理することになります（IAS 38 para. 53）。

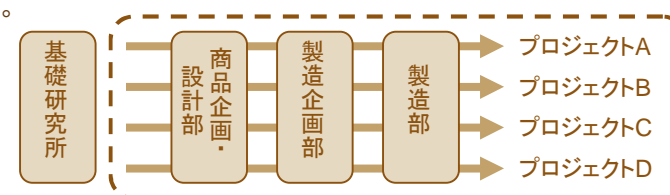
企業が検討すべきこと

研究開発業務は、企業にとって将来の経済的便益、具体的には新

製品の開発に繋げるために行われます。しかし、研究開発プロセスの初期の段階では特定の製品を生み出すための技術、すなわち無形資産と紐付けられる活動でない場合がほとんどです。一方で研究開発プロセスの最終段階では具体的な製品と結び付けられ、製品化のための活動が行われます。そしてこれらが一連のプロセスとして企業に存在するわけですが、どこまでが「研究段階」であってどこからが「開発段階」であるかの区別が難しいのが一般的です。

また、研究開発プロセスの初期段階と最終段階とでは、当該研究開発業務を担う部門も異なるケースが多いものと思われます。その結果、従来、多くの企業では研究開発プロセスで発生する費用のすべてを必ずしも将来の経済的な便益と紐付けて管理することができず、また当該費用の管理は一連の研究開発プロセス単位で管理されているわけではなく、部門ごとの予算によって管理されているケースが多いものと考えられます。

しかしIFRS適用時には、一連の研究開発プロセスを将来の経済的な便益と紐付けて、プロセス上のどのポイントから具体的な経済的な便益との紐付けができるのか、すなわち左記6要件を満たすのかを検討しなければなりません。つまり、従来の部門ごとの予算管理と同時に、将来の経済的な便益の単位、換言すると研究テーマごと、あるいは研究開発プロジェクトごとの管理が必要になります。



- 開発費の対象を特定するため、研究・開発フェーズを明確に分けて管理する
- 開発がもたらす便益を測定するため、将来の収益を測定できる単位、すなわち製品（＝プロジェクト）ごとの管理が行えるようにする

企業にとっての検討事項はそれだけに留まりません。研究開発プロセスをこれまで以上に精緻に管理し、個々の研究開発投資が

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 研究開発業務の 変更(続き)

どういった経済的便益に繋がったのか、投資対効果はどうだったのかを把握したいと考える経営者は多いものと思われます。昨今の厳しい経営環境下ではなおさらでしょう。IFRS適用を契機に、研究開発プロセスの全体を見直す企業も多く存在します。

IFRSプロジェクトにおける検討

ある企業では、まず製品事業部ごとに、現時点での研究開発プロセスを1つの製品を生み出す軸でフロー図として表現することからこの検討を始めました。研究開発の段階ごとに部門が分かれています。その連結部分は明確であったものの、一連のプロセス全体は誰にも理解されていなかったのです。部門間の連結部分は、主に社内での承認プロセスでした。しかし、その承認プロセスも製品事業部ごとに見ると様々でした。

製品事業部ごとにIFRS適用時の開発費資産計上ポイントを検討していく方法も考えられましたが、この企業では異なる事業であっても横並びで研究開発プロセスを評価できるようプロセスの標準化を図りました。これは企業のマネジメント層のニーズによるものです。

そして研究開発プロセスを標準化した上で、開発費資産計上ポイントを定めていきました。開発費資産計上ポイントとは、前述の6要件を満たし、かつそのことを客観的に証明できる研究開発プロセス上のタイミングです。そしてそのポイントは、研究開発プロセスの中で、製品化を決断し、量産の準備を開始するポイントと定義されました。この定義に際しては、当該ポイントを過ぎた後で、量産が中止される割合を過去の研究開発事案から洗い出し、当該ポイント経過後はほとんど量産中止が行われていないことを証明しました。

次に問題となったのが、資産計上すべき金額の算定です。研究開発プロセスが整備され、製品化・量産化の判断が適切になされるプロセスになっていたとしても、そこで発生する金額、すなわち開発費を当該量産化を判断する単位で日常的にかつ経済的に(容易に)把握できるか否かは別問題です。当該製品化にあたって直接的に発生する部材等の金額の把握は比較的容易です。しかし間接費、例えば人件費を当該製品化・量産化と紐付けて把握することは困難な場合が多いと考えられます。この企業においても、1人の要員が複数の製品化・量産化に関わっているケースがほとんどであり、直接的な把握はできていませんでした。人件費は部門予算の中で管理されていただけでした。そこで、各プロジェクトにどれ

だけの労働時間を投入したのかを管理できる仕組みを導入することで人件費の直課を行い、その他の間接費は金額の重要性に鑑みて資産化対象に含めないと定めたものもありました。

研究開発プロセスとシステム

このような研究開発プロセスの管理は、多くの企業で表計算シートなどを利用した手作業を中心に行われている場合も多いものと考えられます。またそれで事足りるケースも多いでしょう。ただ、研究開発プロセスの適切な管理、投資対効果の測定、そのための会計情報と研究開発プロジェクトとの紐付けによる計上額の把握には情報システムが有効な場合があります。実際に、研究開発業務が企業の戦略上極めて重要性が高いと思われる製薬業界等では、情報システムを用いた管理が進んでいるようです。

本稿でご紹介している事例の企業でも、財務会計データの個々のトランザクション(取引の明細データ)をプロジェクトごとに自動集計できる機能や、人件費と従業員の時間管理との紐付けを行う機能の導入が検討されています。

IFRS適用に伴う研究開発業務の改革においても、何をどのように管理するのかといった業務要件を洗い出し、それを情報システムを用いて、あるいは用いないでどのように実現するかという検討は必要です。

欧州における開発費資産化の動向

2008年9月22日に企業会計基準委員会(ASBJ)から欧州企業50社における開発費の資産計上の状況をまとめた結果が公表されています。

A. 社内発生開発費を全額費用処理した会社	18社
B. 資産計上した会社(資産化額が開示されている会社)	25社
C. 会計方針に記載はあるが資産化の実現が不明な会社	7社

これによれば、IFRS適用の検討の結果、開発費を全額費用処理した会社、資産計上した会社の双方が見られます。

法人所得税に関する公開草案へのコメント

2009年3月31日にIASBから公表された法人所得税に関する公開草案(6月発行 10 Minutes Vol. 1で解説)について、7月31日のコメント募集期間までに合計168のコメントがあり、IASBとFASBの2009年10月の会議にて、その内容が議論されました。

コメントのなかには、現在の公開草案では、IFRSと米国のコンバージェンスの目的を完全には達成できていないとともに、公開草案で言及されている提案が複雑すぎるといった否定的な意見もあり、今後、さらなる検討を進めることを余儀なくされています。

特に、導入された場合、日本企業への影響も大きいと予測される税務上の不確実なポジションの認識については、最もコメントが多く寄せられ、現行公開草案で提案されている確率基準平均金額を使用するアプローチについて、算定の金額的基準が不明確なことなどによる実務的複雑性についての懸念が寄せられています。

オーストラリアでのIFRS導入に関する調査

経団連と日本公認会計士協会、財務会計基準機構／企業会計基準委員会は、2005年にIFRSを先行導入したオーストラリアの調査結果を2009年10月に公表しました。主要な論点として以下が示されています。

- (1)IFRS導入によるコストとベネフィット
- (2)会計基準・原則主義
- (3)財務諸表作成実務
- (4)監査事務所の対応
- (5)人材教育、普及活動
- (6)公会計
- (7)その他

このなかで、財務諸表の注記が従前の基準からIFRSの導入によって平均して倍以上の分量になったことや、各企業が会計事務所のサポートにより、Accounting Policy Manualを作成したことなどが報告されています。

第1回AOSSG会議の実施

2009年11月4日、5日にアジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の第1回会議がマレーシア会計基準審議会(MASB)主催によりクアラルンプールで開催されました。この会議にはアジア・オセアニア地域の21の会計基準設定主体から合計100名が参加し、AOSSGメンバー国は、以下の4点の目的を定めたMOUを採択しました。

- 地域の各国による国際財務報告基準(IFRS)の採用及びIFRSとのコンバージェンスを促進
- 地域の各国によるIFRSの整合的な適用の促進
- 国際会計基準審議会(IASB)の専門的活動に対する地域からの意見を調整
- 地域の財務報告の品質改善のため、政府や規制当局、他の地域組織や国際機関との協力

上記MOUの採択により、AOSSGが正式に設立され、アジア、オセアニア地区の各国でのIFRSの適用、運営がより円滑に進むことが期待されます。

金融庁

連結財務諸表規則等の改正内閣府令予告版を公表

金融庁は、2009年12月1日に、日本企業のIFRSの任意適用に伴う連結財務諸表規則等の改正内閣府令を12月11日に公布することを発表しました。

当該改正府令案は、6月30日に公表され、内容についてのコメントが募集されてきましたが、コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方についても12月11日に併せて公表される予定です。

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点(業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計)から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修/構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

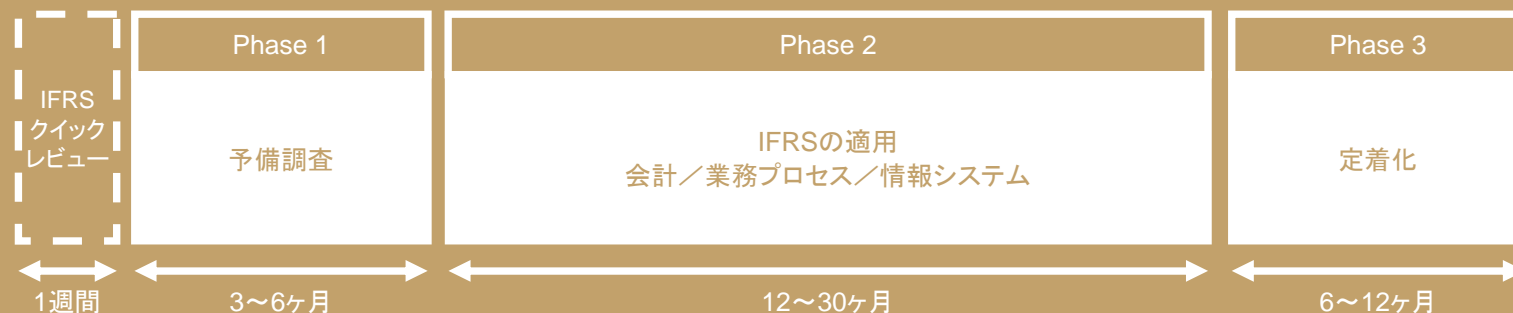
6. 連結システム・会計システム等導入支援サービス

IFRS適用後の業務を効率的に運用するために必要な連結システム・会計システム及び様々な業務システムの導入を構想立案・要件定義から実際の導入運用までを全面的に支援します。

7. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

あらた監査法人

PwCアドバイザリー株式会社

プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwcjp-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-3546-8192

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 秀嶋 沙弥